

常滑市民病院開放型病床ご利用の手引き

1. 開放型病床

開放型病床は、登録医からの紹介患者さんに対して、登録医と常滑市民病院の医師が共同診療等を行うことのできる病床で、当院では5床設置しております。

・ 3階 2床 ・ 西4階 3床

2. 対象患者

登録医が入院治療を必要と判断し、当院に紹介した患者さんです。なお、開放型病床が満床で一般病床へ入院する場合は、共同診療等の対象外となります。

3. 受け入れ診療科

当院の入院診療科

4. 入院手続き

- ① 事前にシステム管理室で、開放型病床の空床状況をご確認ください。
問合せ時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。
- ② 開放型病床の利用及び共同診療等について、患者さんに説明し、同意を得てください。
- ③ 「開放型病床利用申込書」に必要事項を記載の上、希望日3日前（休日を除く）までにシステム管理室にFAXで送信してください。
なお、診療情報提供書（紹介状）が別途必要になります。
- ④ システム管理室は、「開放型病床利用連絡票」を登録医にF A X で返信します。
- ⑤ 登録医は、患者さんへ開放型病床利用連絡票の内容をお知らせしてください。

5. 開放型病床での共同診療等

- ① 登録医が開放型病床で共同診療等を行う場合は、事前にその希望日時を「共同診療等申込書」に記入し、システム管理室にFAXで送信してください。
- ② システム管理室は、「共同診療等連絡票」を登録医にFAXで返信します。
- ③ 登録医が共同診療等のために来院したときは、総合受付にて共同診療で来院した旨を申し出てください。「登録医来院簿」に記入をお願いします。白衣と名札をお渡しし、病棟へご案内します。
- ④ 共同診療等の時間は、原則として平日の9時から17時までの間とします。
- ⑤ 主治医は、共同診療等の内容を診療録に入力します。診療録入力後、当該診療記録を複写し、登録医にお渡しします。登録医は自院の当該患者さんの診療録に記載してください。
- ⑥ お帰りの際は、総合受付で白衣と名札を返却し、「登録医来院簿」の記入をお願いします。

6. 退院

紹介をいただいた患者さんが退院する場合は、原則として登録医に逆紹介します。

7. 開放型病院共同指導料の請求

当院が開放型病院共同指導料に関する施設基準に該当するものとして東海北陸厚生局に届け出て受理された後において、登録医が開放型病床に赴き、紹介患者に対して共同診療等を行った場合は、開放型病院共同指導料(Ⅰ)を診療報酬の算定方法に基づいて請求できます。

8. 医事紛争

- ① 医事紛争が生じた場合、両者が連携を密に協力して対処することとします。
- ② 医療事故賠償責任については、当院の加入する賠償保険の適応範囲内とします。なお、賠償保険が適応とならない場合には、医療事故の責任分担について、双方で協議し決定します。

9. その他

- ① 登録医として共同診療等を行う場合は、当院の諸規則を遵守してください。
- ② ご要望、ご不明な点がございましたら、システム管理室までご連絡ください。
- ③ 各様式は、当院ホームページからダウンロードできます。

常滑市民病院 システム管理室

TEL : 0569-35-3170

FAX : 0569-34-8526